

企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正等に伴う「株券上場審査基準の取扱い」等の一部改正について

平成24年9月28日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

今回の改正は、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）が改正され、売上高等の小さな会社に係る高額な対価による子会社取得について臨時報告書の提出が義務づけられることに伴い、当該子会社取得について当取引所における適時開示も行われるよう見直すとともに、日本証券業協会において有価証券の引受けを行う際の配分に係る規制のあり方について見直しが行われたことなどに伴い「株券上場審査基準の取扱い」等の一部改正を行うものです。

II. 改正概要

1. 適時開示の取扱いの見直し

(1) 子会社等の異動における開示要件の追加

上場会社の業務執行機関が子会社取得を決定した場合であつて、当該子会社取得の対価の額が上場会社の連結純資産額又は純資産額の15%以上となるときは、直ちに、開示しなければならないこととします。

(2) 孫会社の異動における開示要件の追加

上場会社又はその子会社等の業務執行機関が孫会社取得を決定した場合であつて、当該孫会社取得の対価の額が連結会社の連結純資産額の15%以上となるときは、直ちに、開示しなければならないこととします。

2. 上場前の公募等に係る取扱いの見直し

上場前の公募等に係る配分に関する指針の内容の当取引所への通知を、当取引所が適当と認める場合に限ることとします。

3. その他

利益の額に係る審査対象期間に事業年度の末日の変更を行っている場合の取扱いの見直しなど、その他所要の改正を行うものとします。

(備 考)

・上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い 1 (1) e

・上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い 2 (1) i

・上場前の公募又は売出し等に関する規則第5条

・株券上場審査基準の取扱い 2 (5) e 等

III. 施行日

・平成24年10月1日から施行します。

以 上